

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 3 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 御中

国土交通省自動車局自動車情報課

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた
自動車の登録関係手続きについて

貴団体におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力いただき感謝申し上げます。

国土交通省ではこれまで、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部における安倍内閣総理大臣の、接触削減に関する「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。」との発言に基づき、関係団体と一丸となり在宅勤務に係る取組みを進めて参りました。

国土交通省としては、自動車の登録関係手続きに影響の出ないよう取り組んで参りましたが、今後、自動車の登録関係手続きについて、従前の状況より時間を要することとなることも想定されます。

つきましては、今般の状況を踏まえ、上記内容についてご理解いただくとともに、スケジュールに余裕を持った手続きを実施していただきますよう、貴団体参加会員へ周知をお願い申し上げます。